

山都ふれあいスポーツクラブ会員規則

(目的)

第1条 この規則は、山都ふれあいスポーツクラブ規約(以下「規約」という)の規定に基づき会員の必要事項について定める。

(会員)

第2条 規約第5条の会員とは、次に掲げるものをいう。

- 1 正会員 クラブの趣旨に賛同し、運営する個人又は団体
- 2 一般会員 クラブの趣旨に賛同し、活動に参加する個人
 - (1)個人会員
 - (2)ファミリー会員
- 3 団体会員 クラブの趣旨に賛同し、活動に参加する団体
- 4 ビジター会員 クラブの趣旨に賛同し、各回ごとに参加するもの
- 5 賛助会員 クラブの趣旨に賛同し、活動を支援するもの

(会費)

第3条 規約第7条の会費は、別表第1のとおりとする。

(補償)

第4条 クラブの活動中事故等が発生した場合は、クラブで加入する保険の対象範囲内でのみ補償することとし、会員は、クラブ及び関係者に損害賠償を請求しないこととする。

- 2 保険料については、別表第2のとおりとする。

(会員の責務)

第5条 会員は規約及び本規則を遵守し活動を行う。

(附則)

本規則は、平成22年7月31日より施行する。

本規則は、平成24年4月21日より一部改正する。

本規則は、平成25年4月20日より一部改正する。

別表第1(第3条関係)

会員区分		入会月		備考
		金額		
正会員		年額	1,000円	1 納入された会費は返還しないものとする。 2 正会員が、一般会員である場合は別に会費を徴収しない。 3 一般会員個人及びファミリーについては、10月以降入会の場合は、半額とする。
一般会員 (個人)	一般(高校生以上)	年額	9,000円	
	ジュニア(中学生以下)	年額	7,000円	
	幼児(小学生未満)	年額	無料	
一般会員 (ファミリー)	3人まで	年額	15,000円	
	4人目から(1人につき)	年額	4,000円	
団体会員	ラブラブ筋トレクラブ	年額	3,000円	
	ソフトテニス	年額	4,000円	
ビジター会員		年額	1,000円	
		1回	500円～	
賛助会員(活動支援金)		1口	500円	

別表第2(第4条関係)

区分	金額	備考
大人(高校生以上)	1,000円	
大人(65歳以上)	800円	
子ども(中学生以下)	600円	